

確定申告手続き

POINT

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合は、原則として確定申告が必要です。「損失」の場合は、確定申告は不要ですが、確定申告すれば還付等を受けられるケースがあります。

1 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合

①確定申告

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「利益」の場合、原則として翌年2月16日から3月15日の間に確定申告が必要です。ただし、特定口座（源泉徴収あり）やNISA・つみたてNISA・ジュニアNISA内の上場株式等の売却益は、確定申告が不要です。

②納税

上場株式等の売却益にかかる所得税は、売却年の翌年2月16日から3月15日までに確定申告を行い納付します。なお、口座引落としの場合は、売却年の翌年4月中旬から下旬に引き落とされます。

住民税は送られてくる納付書により売却年の翌年6月以降に納付となります（普通徴収）。ただし、給与所得者は給与天引きによる納税（特別徴収）も可能です。確定申告書にいずれかを選択し記載します。

2 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」の場合

1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」の場合、確定申告は不要です。ただし、上場株式等の売却損については、確定申告すれば申告分離課税を選択した上場株式等の配当等との損益通算や翌年以降3年間の繰越しができます。

確定申告手続きに必要な書類

POINT

確定申告手続きに必要な書類は、申告するのが上場株式等の売却益か売却損か、どの口座で売却したかなどにより異なります。

1 一般口座で上場株式等の売却益が生じた場合

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

2 特定口座（源泉徴収なし）で上場株式等の売却益が生じた場合

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

※ただし、上記明細書は、1つの特定口座の取引以外に申告すべき取引がない場合には、「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を添付することにより、提出を省略することができます。

3 特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等の売却益が生じた場合

〈2つ以上の特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等の売却益と売却損が生じたため確定申告する場合〉

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」

4 1年間の上場株式等の売却損益を計算した結果が「損失」である場合

〈上場株式等の売却損を、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と損益通算したり、翌年以降3年間繰越すために確定申告する場合〉

- ・「申告書B第一表、第二表」および「申告書第三表（分離課税用）」
- ・「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（一般口座の場合または2つ以上の特定口座での取引を申告する場合）または「特定口座年間取引報告書」もしくは電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面（特定口座の場合）
- ・「申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」

確定申告義務のあるケース

POINT

上場株式等の売却益が一般口座・特定口座（源泉徴収なし）で生じた場合や投資家同士の売買で生じた場合などには、原則として確定申告義務があります。

1 確定申告義務のあるケース

次のいずれかに該当する場合、上場株式等の売却について、原則として確定申告義務があります。

- (イ) 一般口座で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ロ) 特定口座（源泉徴収なし）で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ハ) 投資家同士で上場株式等を売買し、その年間売却損益が「利益」の場合
- (ニ) 上記(イ)～(ハ)の上場株式等の売買を行い、それらの年間通算結果が「利益」の場合

2 確定申告が不要となるケース

年間の給与収入金額2,000万円以下で給与所得に関する年末調整がなされるサラリーマンや公的年金等の年間の収入金額が400万円以下の年金受給者は、上場株式等の売却益が20万円以下で、その他の所得がない場合は、その上場株式等の売却益は確定申告しなくてよいとされています（住民税の申告・納税は必要です）。

ただし、医療費控除等を受けるために確定申告する場合には、給与または年金以外の20万円以下の所得についても（例えば一般口座の上場株式等の売却益20万円についても）、確定申告書にすべて記載しなければなりません。

3 確定申告に関する事前準備

① 一般口座で売却した場合

確定申告に関する事前準備（取得価額の計算・銘柄ごとの売却損益の計算・年間集計・添付書類の作成など）も、確定申告および納税もすべて自分で行う必要があります。

② 特定口座（源泉徴収なし）で売却した場合

確定申告に関する事前準備（取得価額の管理・計算・銘柄ごとの売却損益の計算・年間集計・特定口座年間取引報告書の作成など）は証券会社が行いますが、確定申告と納税は自分で行わなければなりません。

確定申告義務はないが、申告すれば還付等の可能性のあるケース

POINT

確定申告義務が無い場合でも、確定申告することにより税金の還付等を受けられる可能性があります。

1 特定口座（源泉徴収あり）で上場株式等を売却し、その年間売却損益が「損失」の場合

上場株式等の売却損を確定申告すれば、他の口座（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA以外の口座）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算したり、翌年以降3年間繰越すことができます。なお、特定口座（源泉徴収あり）に上場株式等の配当等を受入れている場合、特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の売却損と当該特定口座に受け入れている上場株式等の配当等は自動的に通算されるため、確定申告は不要です。

2 特定口座（源泉徴収なし）・一般口座・投資家同士（※）で上場株式等を売却し、それらの年間通算結果が「損失」の場合

上場株式等の売却損を確定申告すれば、他の口座（NISA、つみたてNISA、ジュニアNISA以外の口座）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算したり、翌年以降3年間繰越すことができます。

※投資家が証券会社等を通さず相対で売買した場合を除きます [P.137](#)。

3 前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を、その年の特定口座（源泉徴収あり）の上場株式等の売却益や申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算する場合

前年以前3年内の各年において生じた上場株式等の繰越売却損は、その年の上場株式等の売却益や、申告分離課税を選択した上場株式等の配当等と通算することができます。

4 前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を翌年以降に繰越す場合

前年以前から繰越してきた上場株式等の売却損を翌年以降に繰越す場合、確定申告することが必要です。例えば、2021年の上場株式等の売却損は、継続して確定申告することで2024年まで繰越すことができます。